

中野市介護保険事業運営協議会設置要綱

平成19年11月28日告示第72号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域包括支援センター、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護保険事業並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉事業の円滑かつ適切な運営を図るため、中野市介護保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営に関すること。
- (3) 中野市老人福祉計画・介護保険事業計画の評価等に関すること。
- (4) その他介護保険事業の運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 介護保険サービスに関する事業者及び職能団体等から推薦のあった者
 - (2) 介護保険の被保険者
 - (3) 介護保険以外の地域資源及び地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
 - (4) 識見を有する者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の座長となる。

(部会)

第6条 協議会に、専門的な事項について意見を聴取するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、協議会の委員の中から会長が指名する。ただし、会長が必要と認める場合は、協議会の委員以外の者を部会の委員に加えることができる。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の運営)

第7条 会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

中野市介護保険事業運営協議会委員名簿

任期：令和３年12月21日から令和５年12月20日まで

区分	推薦団体等	委員氏名 (敬称略)	備考
介護保険サービス 関係事業者及び 職能団体関係	中高医師会	丸谷 和洋	会長
	中高歯科医師会	小林 強	
	中高薬剤師会	南 修	
	北信総合病院	畔上 正人	
	佐藤病院	杉浦 宏子	
	北信圏域介護保険事業者連絡協議会	高野 純也	
	北信圏域介護保険事業者連絡協議会	小林理恵子	
	北信圏域介護保険事業者連絡協議会	鈴木 薫	
	長野県宅老所・グループホーム連絡会	石塚 豊	
介護保険の被保険者	(公募)	町田 公子	
介護保険以外の 地域資源及び 地域における 権利擁護・相談事業 を担う関係者	中野市シニアクラブ連合会	湯本 勝子	
	中野市民生児童委員協議会	町田 隆夫	
	中野市社会福祉協議会	田村 安則	副会長
	中野市ボランティア連絡協議会	齋藤 文子	
	中野広域シルバー人材センター	花岡 隆志	
識見を有する者	北信保健福祉事務所	中沢 智子	

事務局	健康福祉部長	高山 康代	
	高齢者支援課 課長	宮嶋 清	
	課長補佐兼介護保険係長	早見 薫	
	介護予防包括支援係長	児玉登美江	
	長寿福祉係長	高橋しのぶ	
	主査	長嶺 健司	